

変わります！

子ども・子育て支援制度

【問合せ先】本庁子育て支援課 電話(23)51111(内線2361)

安心して子どもを生み育てることのできる社会の実現を目指して

2 保育の量的拡大・確保

平成27年4月から、子ども・子育て支援新制度がスタートする予定です。新制度は市町村の状況に応じて子ども・子育て支援を総合的に推進する新しい仕組みです。ポイントは次の3点です。

1 質の高い幼児期の教育、保育の総合的な提供

認定こども園は、幼稚園(教育)と保育所(保育)の機能を併せ持ち、地域における子ども・子育て支援を、総合的に提供する施設であり、認可手続きの簡素化や行政支援の充実・強化などにより、その普及を図ります。

3 地域の子ども・子育て支援の充実

新たな小規模保育事業などを支援していくことで、待機児童の解消を図ります。また、子どもが減少している地域でも教育・保育の場を確保できるようにします。急な用事や短期間の就労のための一時預かり、気軽に子育てに関する相談や子育て世帯同士で交流できる地域子育て支援拠点などの充実を図ります。また、地域のニーズに合わせて放課後児童クラブの設置促進や、新たな基準に基づく質の向上を図ります。



薩摩川内市 子ども・子育て支援計画

新制度は市町村が実施主体となり、国や県は市町村の取り組みを支える仕組みになります。

本市は、子ども・子育て支援を総合的に推進するために、平成25年度に保護者や幼稚園、保育園の代表者などで構成する「薩摩川内市子ども・子育て支援会議」を設置し、平成27年度を初年度とする「薩摩川内市子ども・子育て支援計画」を策定します。

策定された計画は、子ども・子育て支援会議で子育て支援施策の実施状況を調査審議することで、継続的に点検・評価・見直しを行っていきます。

▼新制度の詳しい情報について

この他新制度に関する情報は、内閣府のホームページ

http://www8.cao.go.jp/shoushi/index.htmlをご覧ください。



みんなで防ぼう！高齢者虐待

【問合せ先】本庁高齢・介護福祉課高齢者福祉グループ 電話(23)51111(内線2673)

自分らしく生活し、高齢になっても尊厳を持って過ごすことは、誰もが望むことです。しかし、近年、高齢化が急速に進行する中で、高齢者の人権を侵害する高齢者虐待が家庭や施設などで表面化し、大きな社会問題となっています。

高齢者虐待

高齢者に対して人権を侵害する行為を「高齢者虐待」といい、具体的には「身体的虐待」「心理的虐待」「経済的虐待」「介護・世話の放棄・放任」「性的虐待」のいずれかに該当する行為と定義付けています。

高齢者虐待は、ひとつの行為が単発で発生するとは限らず、複数の行為が同時に行われている場合や自覚がない場合、ささいなことが積み重なって

虐待予防のために ご相談ください

「虐待かもしれない」「このままでは虐待になってしまうかも」と思ったら、本庁高齢・介護福祉課、各支所地域振興課、地域包括支援センター、お近くの在宅介護支援センターにご相談ください。(左表参照)職員には守秘義務が課されていますので、安心してご相談いただけます。

施設名	電話番号	
薩摩川内市地域包括支援センター(永利町)	(24)3331	
甑島圏域サブセンター上甑事務所	(3)2880	
甑島圏域サブセンター下甑事務所	(5)1751	
在宅介護支援センター	白寿園(中福良町)	(23)4488
	グリーンライフ川内(宮内町)	(20)3700
	あじさい(横馬場町)	(25)2225
	福利園(御陵下町)	(20)1037
	幸せの里(永利町)	(27)1120
	わかまつ園(高江町)	(25)2690
	長生園(大小路町)	(21)1250
	はまかぜ園(西方町)	(28)1031
	樋脇在宅介護支援センター	(38)2345
入来在宅介護支援センター	(44)5088	
東郷在宅介護支援センター	(42)2102	
のぞみ園(祁答院町)	(56)0332	

ご存じですか 成年後見制度

【問合せ先】本庁高齢・介護福祉課高齢者福祉グループ 電話(23)51111(内線2674)

成年後見制度とは、認知症や知的障害、精神障害などによって、物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者(成年後見人など)を選ぶことで、本人を法的に支援する制度です。

成年後見制度の種類

成年後見制度は、次の2種類の制度の総称です。

▼法定後見制度

すでに判断能力が不十分な人のために、親族などが家庭裁判所に申し立てを行い、家庭裁判所の審判により、その人の判断能力に応じて、「後見人」「保佐人」「補助人」のいずれかを選任する制度です。

▼任意後見制度

判断能力が十分なうちに、将来、判断能力が不十分になったときに備えて、援助する方を選び、どのような支援をしてもらうかをあらかじめ契約しておく制度です。

成年後見制度を利用するには

法定後見制度を利用するには、家庭裁判所での審判が必要になります。また、任意後見制度については、公

薩摩川内市 成年後見支援センター

証役場で公正証書を作成しておく必要があります。

市では、成年後見制度の利用に関する相談への対応や情報を広く発信して、制度の普及や利用促進を図るため、成年後見支援センターを開設しています。

【問合せ先】

本庁高齢・介護福祉課高齢者福祉G (内線2674)

薩摩川内市成年後見支援センター 永利町4107番地1

(市総合福祉会館内) 電話(29)5587

